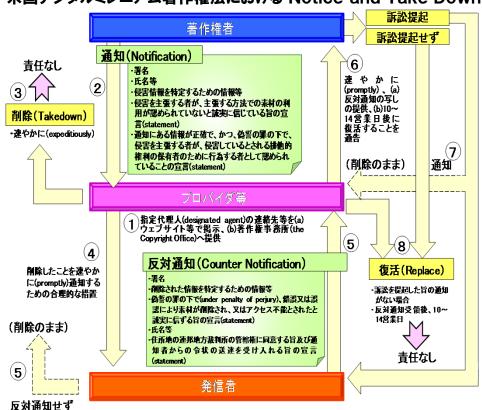
# ノーティスアンドテイクダウン手続について

# ノーティスアンドテイクダウン手続について(1)

## 1. 制度の概要

ノーティスアンドテイクダウンとは、権利侵害を主張する者からの通知により、プロバイダが、権利侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、当該情報の削除等の措置を行うことにより、当該削除に係る責任を負わないこととするものである。米国のデジタルミレニアム著作権法(DMCA)では、著作権の侵害を主張する者から法定の形式的要件を満たす通知を受領したプロバイダ等は、著作権侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、いったん当該著作権侵害とされる情報を削除すれば、責任を負わないこととされている。また、削除された当該情報について、発信者に対して削除した旨を通知し、発信者から反対通知を受け取った場合には、当該著作権の侵害を主張する者に反対通知のコピーを送付するとともに、一定期間後に当該情報を復活させることを通知し、さらに、当該著作権の侵害を主張する者が一定の期間に発信者に対して侵害行為の差止請求訴訟を提起しない場合は、プロバイダ等が当該情報を復活させれば、責任を負わないこととされている(DMCAにおけるノーティスアンドテイクダウン手続の詳細は以下の図のとおり)。

#### 米国デジタルミレニアム著作権法における Notice and Take Down の概要



#### 【著作権者との関係】

- ① 「通知」等の送付先となる<u>「指定代理人」の氏名、連絡先等をウェブサイト等で掲示</u>するとともに、<u>著作権事務所に提供</u>していることが免責の条件。
- ② 著作権者からプロバイダ等に対する有効な「<u>通知」の要件</u>として、その<u>記載内容を規定</u>するとともに、<u>書面で①の「指定代理人」に提出</u>されることを規定。
- ③「通知 | を受けて速やかに削除等すれば、プロバイダ等は、著作権者との関係での金銭的救済を負わない。

#### 【発信者との関係】

- 発信者との関係では、次の措置を講じれば、誠実に行った措置について、免責される。
- 4. 「通知」を受けて削除等をしたことを速やかに通知するための合理的措置を講ずる。
- ⑤ 発信者からプロバイダ等に対する<u>有効な「反対通知」の要件</u>として、その記憶内容を規定するとともに、書面で①の「指定代理人」に提出 されることを規定。
- ⑥「反対通知」を受けて速やかに「通知」を行った著作権者に、「反対通知」の写しを交付するとともに、訴訟を提起した旨の通知を受けない。 限り、10~14営業日以内に情報を復活することを通告。

#### 【その他】

- ⑤ 発信者から「反対通知」がなければ、情報は削除されたまま。
- ⑦「反対通知」後、「通知」を行った著作権者が**訴訟を提起**し、その旨通知すれば、情報は削除されたまま。
- ⑧「反対通知」後、「通知」を行った著作権者が<u>訴訟を提起しなければ、情報は復活</u>。

#### 【補足】

- 13の免責を受けるためには、プロバイダ等は、次の3つのいずれをも満たさなければならない。
- (a)「通知」がなくとも、<u>情報が侵害に当たることを現実に知り</u>、又は、<u>それが明白となる事実を知った場合</u>には、<u>削除</u>等をする
- (b) 侵害行為をコントロールできる場合には、侵害行為に直接起因する財政的利益を受けていない
- (c) 要件を満たす「**通知**」があれば、削除等をする
- 2. 要件を満たす「通知 | を受けた場合であっても、プロバイダ等は削除等をせず、(DMCAの規定以外の根拠により) 無罪を主張することもできる
- 3 侵害を受けたこと(通知)、又は、侵害がないのに削除等されたこと(反対通知)について、<u>故意に、虚偽の腹流をした場合</u>には、生じた損害の<u>賠償責任</u>を負うこととされている
- 4 免責を受けるためには、反復的な侵害者との契約を解除することを盛り込んだポリシーを採用・実施すること、著作権の保護のための標準的な技術手段に対応し、阻害しないこと等を満たす必要がある。
- 5「通知」の写し等を提出することにより、著作権者は、**侵害者を特定するための文書提出命令**を連邦地方裁判所の書記官に対して請求することができる(通常は、侵害者を特定するための文書提出命令を求めて(被告匿名の)訴訟を行う必要がある。)。

# ノーティスアンドテイクダウン手続について②

### 2. ノーティスアンドテイクダウンに関する見解

プロバイダ責任制限法検証WG第2回 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン資料 11頁

「正式にノーティスアンドテイクダウンを導入した場合、現行で実施されている対策よりもしばりが強化されると考えられるが、一方、発信情報の停止依頼に一応の信頼性が確認される場合は取りあえず停止処置を執る、その後、発信者からクレームがあり権利者がその内容を認めた場合は停止処置を解除する、ISPはこれに従った場合は免責されるという類のスキームであれば停止処置がより迅速化されるもしくは現在停止処置を執ったことのないもしくはあまりない、即ちプロ責法を理解していないISPに対して発生する対応に対する躊躇を軽減できる効果があるように思われる」

### プロバイダ青任制限法検証WG第3回 ニフティ株式会社資料 13頁

10. N&TDについて

著作権GLが実質的にN&TDを実現

データの丸写し・権利侵害の自認の2類型

Easy Caseに限定(抗弁事由が無い)したN&TDを

著作権GLのN&TDをでカバーされない類型

Hard CaseについてN&TDを適用すると、<u>そもそも被害者/権利者側の一方的な主張立証を一旦認めることとなる</u>弊害が大きい。

当事者間で紛争解決することを誘導するのは良いが、発信者情報開示のハードルを低くするのは、問題。cf. ニフティでは約款で紛争解決義務を課している。

# ノーティスアンドテイクダウン手続について③

プロバイダ責任制限法検証WG第3回 インターネットユーザー協会資料 7頁、8頁

ノーティス・アンド・テイクダウン

「とりあえず削除」のインセンティヴを高めてしまう

-Viacom訴訟

ノーティスの濫用による表現の自由やユーザのコンテンツ利活用の侵害の恐れ

-Googleに寄せられるノーティスの57%は競合他社への攻撃、37%は根拠レス(Urban & Quilter 2005)

ノーティス・アンド・ノーティス

ノーティスの転送と一定期間の監視、発信者を特定できる情報(ログなど)の保全を免責の要件として義務づけ発信者の表現の自由やプライバシーの保護、被害者の救済に関してバランスがとれているカジュアルな侵害者と悪質な侵害者は分けた対応をすべき

### プロバイダ責任制限法検証WG第1回 議論より

「DMCAのノーティス・アンド・テイクダウン手続についてみると、発信者は削除を回避するには匿名ではいられなくなる。 匿名による情報の発信という法的利益に、日本の現行制度は一定の配慮を行った要件の下で発信者情報開示請求権 が規定されているが、ノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入する場合には、それについて根本的な組み換えを必要 とする。これは、仮処分との関係でいえば、保全の必要性の疎明を要求しない満足的仮処分を認めることと同じことで あって、現行制度とはかなり異なる考え方に立つものであるので、日本法上はノーティス・アンド・テイクダウン手続を導 入することは難しいと思う。」

# ノーティスアンドテイクダウン手続について4

総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ」(2009年1月) 46頁

・「・・・以下の理由より、違法情報一般につき我が国において同様の制度を導入することは困難である。アメリカDMCAは、あくまでも著作権侵害のみに限定した制度であるが、例えば、これを名誉毀損等に適用した場合、<u>表現の自由との関係で大きな問題</u>が生じうる。また、権利侵害を受けた者が存在しない社会的法益侵害情報においては、一義的な通知主体が存在しないという問題もある。これを不特定の一般人による通知で足りるとすることは、安易な通知により表現行為が容易に削除されることになりかねず、表現の自由の観点からの問題が大きい。」

・「さらに、アメリカDMCAにおいては、通知の濫用に対する制度的な担保があるのに対して、我が国には、そのような制度が存在せず、不当な通知を防止する手段が用意されていない。なお、アメリカDMCAのように対象事件を著作権侵害など一定の事件に限定するという考え方はあり得るが、違法情報の中の特定の一分野に関してのみ、他との均衡を崩してまで特別な扱いをすることを正当化するには相応の立法事実が求められること、我が国には通知の濫用に対する制度的な担保がないことから、一定の事件に限定するとしても直ちに導入することは困難と思われる。

### 文化庁「著作権審議会第1小委員会専門部会(救済・罰則等関係)中間報告書」(2000年12月)

「・・・具体的に通知を受けたサービス・プロバイダーがとるべき措置を規定するにあたっては、サービス・プロバイダーの提供するサービスの内容によっては、無許諾で利用されている著作物そのものの削除が困難である場合(キャッシングやサーチエンジン等)もあることから、サービス内容の態様に応じ、技術的にどのような措置が可能であるかを踏まえ、検討する必要がある。

このような手続をサービス・プロバイダーの作為義務として規定することについては、<u>表現の自由の萎縮効果が大きい</u>こと、あらゆる通知に対して画一的な対応を義務づけることとすると、<u>明らかに問題があると思われる通知についてもサービス・プロバイダーとしては責任を問われないために削除せざるを得なくなる</u>こと、また、作為義務として規定することにより、権利者はその義務の履行を求めてサービス・プロバイダーに対して訴訟を提起することができることとなるが、サービス・プロバイダー側からすると、当該著作物を削除するかしないかは自らの権利に無関係であり、<u>サービス・プロバイダーが訴訟当事者となることは実質的な意味を有しない</u>ことが考えられる。したがって、サービス・プロバイダーの義務として規定するのではなく、権利侵害を主張する者からの通知を受けたサービス・プロバイダーが削除等を行った場合にはサービス・プロバイダーは民事上の責任を負わないこととする特別の手続とすることが適当である。」

# ノーティスアンドテイクダウン手続について⑤

文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム「「間接侵害」に関する中間報告」(2008年9月)

「ISPの著作権等侵害に係る責任については、平成13年に制定された特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)で、一定の条件の下で免除が認められている。

具体的には、侵害の防止措置が技術的に不可能な場合、又は侵害について知らなかったとき、又は侵害について知ることができたと認めるに足りる相当の理由がない場合については、損害賠償責任が免除されることとなっているが、この「相当の理由」の判断について、具体的基準は法律上明らかにはされていない。

このため、同法の運用に当たっては、著作権者等及びISPがその行動基準を明確化することを目的として、権利者、事業者及び利用者の参加の下でプロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインを策定し、同ガイドラインに従った侵害情報の削除請求等の対応を行うこととしている。

すなわち,同ガイドライン所定の要件を具備した方法によって著作権者等から侵害防止の申出があった場合には,ISP は同法3条1項2号又は同条2項1号の「相当の理由」があったものとして取り扱い,当該ISPは,同法3条2項2号所定の手続き(発信者に連絡をして7日間経っても反論がない場合に削除等を行うこと)によらず,速やかに削除等の送信防止措置を講ずることが可能であるとしており,いわゆる「ノーティス・アンド・テイクダウン」手続きが私的枠組みの下で実現されている。

#### (中略)

ノーティスアンドテイクダウン手続きを導入する場合に、<u>発信者の保護が問題</u>となり、米国法のように反対通知・復活制度を設けるべきか否かが問題となる。また、その場合、権利者は自らの権利保全のためには発信者に対する訴訟提起を余儀なくされることから、発信者情報開示手続きについても、米国法にならった簡便なものを導入すべきか否かについても、問題になるものと考えられる。

この点、現行のプロバイダ責任制限法及びガイドラインに基づく運用においては、同ガイドラインの所定の要件を満たした権利者からの通知により、同法3条1項1号の「相当の理由」有りとして取り扱われており、必要的に発信者に意思確認をする手続きとはなっていないものと考えられる。また、発信者情報開示請求手続きについても、ISPに重過失がない限り開示義務を負わないこととするなど、発信者の保護に配慮されていると考えられる。

同制度の変更には、プロバイダ責任制限法においても、通信の秘密や表現の自由に配慮した制度設計になっていることを踏まえ、著作権分野において特別な制度を設ける正当性等について、慎重に検討を行うことが必要であると考えられる。」

# ノーティスアンドテイクダウン手続について⑥

## 4. 考え方(案)

ノーティスアンドテイクダウン手続の導入により、本来情報の内容にかかわりのないプロバイダ等が実体的判断をする必要がなくなること、権利侵害を主張する者からの法定の要件を満たす通知により権利侵害情報が迅速に削除されることなどが期待できる。

しかし、名誉毀損等では、形式的な要件の充足を確認することで削除してしまうと、例えば、特定の思想がノーティスによっていったん削除されてしまうことにより時宜にかなった表現が制限されてしまうこと等も懸念され、表現の自由との関係で大きな問題が生じるおそれがある。そのようなおそれが生ずることがないような通知の要件を設けることは、違法性阻却事由の有無など権利侵害情報であるか否かの判断が困難な場合も多く、難しいものと考えられる。

また、制度の濫用の防止という観点から、アメリカDMCAにおいては、通知の要件にstatementを求めており(虚偽のstatementは偽誓罪に問われうる)、通知の濫用に対する制度的な担保があるのに対して、我が国には、そのような制度が存在せず、不当な通知を防止する制度的な手段が用意されていないという問題点がある。なお、アメリカにおいても、フェアユースの範囲で使用されたコンテンツが著作権者からの通知によって削除されてしまった例が裁判で争われるなど、運用に混乱が見られるところであり、通知の濫用の危険性等について、慎重に検討することが必要である。

さらに、アメリカのDMCAのように、情報の復活のために、削除された情報の発信者に顕名での反対通知を求める制度とする場合には、表現の匿名性との関係で問題となる。また、訴訟が遂行されている間は、対象となっている情報を一律削除されたままの状態とすることについても、表現の自由との関係で問題があるものと考えられる。

アメリカのDMCAのように、著作権侵害情報に限ってノーティスアンドテイクダウン手続を導入することについても、著作権侵害であっても、一部改変されているものや引用されているものなど権利侵害か否かの判断が困難な場合もあること、実質的に濫用の防止の制度的な手段がないことに変わりはない。

一方、現行法においても、プロバイダ等において権利侵害が行われていると「信じるに足りる相当の理由」があれば送信防止措置を講じることは可能であり、また、「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」(平成15年11月 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会著作権関係WG)等のガイドラインにおいて、法人であること、申立者が有している権利の内容を適切に確認しうるものであること、著作権等に関する専門的な知識及び相当期間にわたる十分な実績を有していることなどを要件とする「信頼性確認団体」が指定され、当該団体から権利侵害の通知があった場合は、権利侵害の事実が確認できたものとして取り扱われており、一定程度速やかに削除等が行われているところであり、実質的にノーティスアンドテイクダウンに相当する仕組みが存在していると考えることも可能である。特に、商標権侵害のように権利侵害か否かの判断が容易なものについては、すでに十分適切な対応が行われているという報告もある。

以上の理由により、我が国の法制度で、ノーティスアンドテイクダウン手続を導入することは適当ではなく、慎重な検討が必要と思われる。

# (参考) 「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、関係者から成る「協議会」を結成 し、実務上の行動指針となる分野別の「ガイドライン」を作成。

## 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(平成14年5月)

○ インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省 人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

## 著作権関係ガイドライン(平成14年5月)

- 〇インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除 要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記 載。
- 〇法施行以降平成22年8月末までに、JASRACから約48万件の削除要請があり、 そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

### 商標権関係ガイドライン(平成17年7月)

〇インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、 ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じ た削除の申出のスキーム等について記載。

## 発信者情報開示関係ガイドライン(平成19年2月)

〇インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。